

令和 5 年 2 月 22 日 開催

令 和 5 年

第 2 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和5年第2回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月22日（水）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大 槻 寅 男	4 番	川 村 稔
1番	西 浦 克 彦	6 番	佐 藤 勉
2番	立 藏 義 春	7 番	近 江 政 夫
3番	八 戸 千 修	8 番	山 田 美 代 子
		9 番	菅 原 秀 樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松 浦 真 人	主 査	河 合 直 樹
局次長	榎 本 剛	主 事	梅 田 遥 花
農地課長	加 藤 秀 紀		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について

議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について

議案第4号 令和6年度農業政策と予算に関する要望（案）について

報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。

まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案4件、報告1件、計5件となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、3番八戸委員、4番川村委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の使用貸借による権利設定および1件の所有権移転の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4筆合計1万5千平方メートル権利の種類は使用貸借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が新規就農となっております。

なお、4ページが箇所図、5ページが調査書となってございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2千874平方メートル権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営規模拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、7ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して3番八戸委員からご報告願います。

3番（八戸委員）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、山田委員、佐藤委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について農地の使用貸借権設定および所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、借主および譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたし

ます。

本件にかかわって、番号4および番号5とともに菅原委員が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが、番号1から番号3については、全員で審議し、番号4および番号5については、菅原委員に退室いただき審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

はじめに、番号1から番号3を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の8ページをご覧願います。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件、利用権設定4件、計5件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

議案書の9ページをご覧願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、5筆合計2万8千285平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権、利用目的は畑、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は令和5年3月20日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の12ページをご覧願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万6千956平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は、令和5年3月1日、終期は、令和6年2月29日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、13ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の14ページをご覧願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、190万743平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は牧草畑、利用権の始期は、令和5年4月1日、終期は、令和10年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、15ページが箇所図、16ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して3番八戸委員からご報告願います。

3番（八戸委員）

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号1から番号3に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号3について申請書に基づき、資料を確認し、今後の農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1から番号3の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようすでこれより、ただいま議題となっております議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号1から番号3を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、番号4および番号5を議題といたします。

菅原委員はご退室願います。

(菅原委員 退室)

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の 17 ページをご覧願います。

番号 4 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万4千565平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は、令和5年3月1日、終期は、令和10年2月29日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、18 ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の 19 ページをご覧願います。

番号 5 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万4千340平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は、令和5年3月1日、終期は、令和10年2月29日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、20 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番八戸委員から、ご報告願います。

3番（八戸委員）

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号4および番号5に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号4および番号5について農地の利用権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、貸主および借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号4および番号5の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、番号4および番号5を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

菅原委員は入室願います。

（菅原委員 着席）

次に、日程第4議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の21ページをご覧願います。

議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」をご説明申し上げます。

本件は、4月1日施行の「農業経営基盤強化促進法」の改正により、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として定められたことに伴い、「農業委員会等に関する法律第7条」に規定する当該指針で定める事項に、「地域計画」の目標を達成するための「農業委員会の役割」と、「目標の達成状況の評価方法」が追加されたことを踏まえ、その指針の一部を修正したことについて、審議を求めるものでございます。

机上に配布しておりますA4版縦参考資料の1をご覧ください。

この文書は、北海道農業会議から、本年4月1日施行の農業委員会法の改正を踏まえ、指針を修正するよう要請があったもので、国からも同様の通知を受けております。

このたびの修正につきましては、全国農業会議所と農林水産省が調整した改訂版を参照して改正案を策定しております。

議案書 22 ページから 27 ページまでが修正後の指針案でとなっておりますが、修正内容につきましては、参考資料の 1 の右下にページを付しておりますが、2 ページをご覧いただきまして、こちらの「新旧対照表」により説明させていただきます。

右表が現行方針、左表が改正案を記載しており、修正箇所については、本文中の赤書きが追加、赤書き取り消し線が削除した変更箇所となっております。

主な修正箇所に番号を付しております、順次、説明をさせていただきます。

はじめに、第 1 「基本的な考え方」の章、修正①の箇所については、改正基盤法の施行により、「地域計画」が策定されることを受けまして、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、この「地域計画」に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある、という文が加えられております。

次に修正②については、令和 4 年 2 月 2 日付の課長通知に基づき、昨年 4 月に令和 4 年度の最適化活動の目標を設定しておりますが、その達成状況に対する評価方法等の事項を追加しております。

資料 3 ページをお開き願います。

修正③については、最適化活動の推進に関して、新たに通知されました文書に改めております。

続きまして、第 2 「具体的な目標と推進方法」の章、第 2 の 1 遊休農地の発生防止・解消について、(2) の (ア) の文章の後段の「適宜を」日常的に修正しております。

資料 4 ページをお開き願います。

修正④について、(ウ) の文章では、農地台帳である「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」が、「農業委員会サポートシステム」に移行したことによる修正を、修正⑤について、ウの非農地判断についての文書では、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」が、令和 3 年度に廃止になり、利用状況調査に統合されたことによる修正を、修正⑥について、(3) の遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、法改正に基づき新しい項目を追加しております。

次に、こめ印 1 の「人・農地プラン」は「地域計画」へ変更しております。

資料 5 ページをお開き願います。

修正⑦について、(2) 担い手への農地利用の集積・集約化について、アの文章では、人・農地プランの地域計画への変更のほか、「人農地プラン」が 10 年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に変更となったことによる修正を行っており、エの文章では、農地の所有者を確知できない農地については道知事の裁定から、農地中間管理機構を通じて利用権設定が出来ることに変更となったことによる修正を行っております。

修正⑧について、法改正に基づき新しい項目である(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法に関わる文章を追加しております。

資料 6 ページをお開き願います。

修正⑨について、法改正に基づき新しい項目である(3) 新規参入の促進の評価方法に関わる文章を追加しております。

最後に修正⑩について、法改正に基づき、第 3 の項目を新設し、「地域計画」の目標を達成するための農業委員会の役割について、5 つからなる文を追加しております。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正内容についての説明は、以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、ただいま議題となっております議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することといたしました。

次に、日程第5議案第4号「令和6年度農業政策と予算に関する要望（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の28ページをご覧願います。

議案第4号「令和6年度農業政策と予算に関する要望（案）について」をご説明申し上げます。

本件は、1月の合同会議での協議を踏まえ、最終決定するものでございます。

29ページをお開き願います。

こちらは要望のかがみになりますが、30ページから39ページまでが各要望事項となっており、⑦を除く要望・意見については、1月の合同会議で提案した内容のとおりとなっております。

続きまして36ページをお開き願います。

「⑦農産物の輸送力の確保」については、先の1月の合同会議での提案を受けて、貨物鉄道輸送の維持に向けた支援についての要望を追加しております。

修正内容につきましては、机上に配布しております参考資料の2をご覧ください。

資料左の表が先の合同会議で提出しました修正前の要望書、右の表が貨物鉄道輸送に対する支援について追加しました要望書でございます。

この本文中の下線を引いている部分が、追加しました変更箇所となっております。

要望内容については、農産物の輸送には、貨物鉄道とトラックは欠かせないものであり、輸送量や距離、時間等を考慮し分担・補完しあいながら最適な輸送手段を選択し行われております。

これらの貨物鉄道と、トラックの平成元年、道外へのホクレン農産物の輸送量約2

52万トンに対する割合を見ますと、トラック・フェリー輸送が約135万トンで全体の約5割、次いで鉄道貨物が約72万トンで約3割を占めており、ほとんどの農作物が、この二つの輸送手段によって、道外へ出荷されている状況です。

北海道におきましては、本州と海で隔てられており、首都圏と距離のある地理的に不利な条件の中、貨物鉄道による農作物の輸送は、遠距離コストや輸送量の優位性のほか、全国約140箇所ある貨物駅による効率性や利便性を考えますと、無くすことのできない優れた輸送機関でありますことから貨物鉄道の路線維持に向け国の支援を求めるものです。

要望理由につきましては、北海道新幹線の新函館北斗から札幌間の、2030年度末までの開業が予定されておりますが、JR北海道から経営分離される平行在来線の、函館から長万部間の路線が、仮に存続できなければ、路線の維持が立ち行かなくなり、北海道の農作物の貨物輸送ができなくなることが懸念されるため、国の責任ある対応を求めるものです。

なお、前回1月の合同会議で説明しました、働き方改革を踏まえたトラックドライバー等の労働時間の上限規制に伴います輸送コストの増加に対する低減等の対策に関する要望につきましては、⑦農産物の輸送力の確保の項目として、それぞれの文章の後段に記載しております。

この要望につきましては渡島地方農業委員会連合会へ報告し、同連合会から北海道農業会議へ提出することとなります。

また、北海道農業会議では、道内の要望の取りまとめを行い、5月末に予定されております国や道内選出の国会議員へ要望書として提出することとなっております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

それでは、この要望（案）について各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「令和6年度農業政策と予算に関する要望（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の40ページをご覧願います。

報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

41ページをお開き願います。

このページにあります市街化区域1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話をございます。

まず、1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

3月の農地パトロール調査は、3月1日水曜日推進委員により、旧函館地区について実施する予定であります。

また、調査委員は金子推進委員、松倉推進委員、佐藤推進委員の3名を指名しております。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和5年3月23日木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、3月3日金曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、3月16日木曜日午後1時からとなります。

それでは、3月の現地調査委員を指名いたします。

2番立藏委員、4番川村委員、7番近江委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15：00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 八戸千修

署名委員 川村稔